

「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での 取扱いに係るガイドライン(案)について

平成27年8月7日

総務省

「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（案）概要

1. 本ガイドラインの位置づけ

- ドローンは、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを、居住者の同意なしに撮影することが可能。
- 被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負う。
 - ① プライバシー侵害行為が行われた場合、**民事上**、撮影者は被撮影者に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなる。
 - ② また、浴場、更衣場や便所など人が通常衣服をつけないでいるような場所を撮影した場合には、**刑事上**、**軽犯罪法**や各都道府県の**迷惑防止条例の罪に該当し**、処罰されるおそれがある。
 - ③ 更に、個人情報取扱事業者による撮影の場合には、無断での撮影行為は不正の手段による個人情報の取得として、**個人情報保護法の違反行為**となるおそれがある。
- 特に、撮影映像等をインターネットで閲覧可能とした場合、被撮影者に対する権利侵害があったときは、**人格権に基づく送信防止措置（プロバイダ責任制限法※参照）や損害賠償請求**の対象ともなる。
 - ※ プロバイダ等が権利侵害情報を削除又は削除しない場合に免責されるケースを明示することにより、情報が適切に削除される環境を整備。例えば、プロバイダ等が情報を削除しても、①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき、又は②発信者に削除に同意するかどうか照会したが7日以内に反論がないときにはプロバイダの責任が免責される。
- 撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、**このような行為を行う者が注意すべき事項を「ガイドライン」としてとりまとめる**（プライバシー侵害等とならないための取組の目安を示すことにより、安心してドローンを利用できる環境を整備する。）。
- 6月30日から7月29日まで意見募集を実施。今後、意見募集等を踏まえ、文言を修正したガイドラインを公表予定。

「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（案）概要

2. 本ガイドラインの具体的内容

ドローンにより映像を撮影し、インターネット上で公開を行う者は、以下のような事項に注意することが望ましい。（プライバシー侵害等に当たるかどうかは、画像の内容や写りに左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断となる。趣味で飛行・撮影を行うケースや興味本位で画像を収集するケースなど、ドローンの撮影自体に公益的な目的が認められない場合は、プライバシー侵害等と判断されるリスクが大きくなると考えられる。）

【具体的に注意すべき事項】

(1) 撮影方法への配慮

- 住宅近辺における撮影を行う場合は、写り込みが生じないような措置をとること。
- 特に、高層マンション等の場合は、ドローンのカメラが水平に撮影することによって住居内の全貌が撮影できることから、高層マンション等に対して水平にカメラを向けないこと。
- 住宅地周辺を撮影する場合は、リアルタイムで動画配信するサービスを利用して、撮影映像等を配信しないこと。

(2) 撮影映像等の処理

- 仮に、人の顔やナンバープレート、表札、住居の外観、住居内の住人の様子、洗濯物その他生活状況を推測できるような私物が撮影映像等に写り込んでしまった場合には、削除、撮影映像等にぼかしを入れるなどの配慮をすること。

(3) 削除依頼に対する体制整備

- 映像をインターネット上で公開するサービスを提供する電気通信事業者は、削除依頼に対する体制として、迅速かつ容易に削除依頼ができる体制を整備すること。
- その手続は、インターネット上での受付だけでなく、サービスの提供範囲等の事情も勘案しつつ、担当者、担当窓口等を明確化することや、必要に応じて電話による受付も可能とすること。